

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十九年五月二十一日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請の日
特定非営利活動法人ピースビルダーズ・カーパニー	吉富啓一郎 井上武	広島県広島市中区上八丁堀七番一号 広島県広島市南区宇品海岸一丁目一四〇一号	この法人は、消費者に対して、各種消費者被害の調査、情報提供、救済活動事業等を行い、消費者の人権擁護及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。	・特定非営利活動に係る事業の追加 ・理事の職務の追加 ・役員との兼職の通知と職務の禁止の新設 ・理事会の構成の追加 ・理事会の議事の追加 ・残余財産の処分の追加 ・合併の追加 ・附則の追加 名称の変更	平成十九年五月九日